

村落計画の諸問題

渡辺兵力

一 村落計画の課題

(イ) 農村とはいくつかの村落が隣接して集合している地域である。社会・経済全般の発展的な変化過程のなかで農村地域の村落も変貌あるいは変質していく。村落の諸々の変化がその社会的側面にかざられている間は、一般的な立場からあまり問題視されない。ただ、「農村もかわった」とその変わり方だけが注目されるにすぎない。⁽¹⁾しかし、村落の地域的側面に構造的な変化がみられるようになる場合、あるいは村落域の土地や空間がいわゆる地域開発の対象になると、個々の村落以外の立場から村落の改変問題が発想される。もちろん、こうした問題がす

べての村落に対して問題視されるわけではない。現段階の状況では非村落的主体(例、市町村行政当局)の村落についての諸評価のいかんによって特定の村落が問題視されることが多い。たとえば、いわゆる過疎化段階にある農・山村の一部では、過疎対策の有力な手法の一つとして「村落の移転」というかたちの施策が発想され、着手されつつある。これまでの各地の事例ではこの移転という対応は村落の内から提起されたのではなく、村落の外から提案されるという場合が多いようである。また、過疎化地域とは対照的な環境にある都市化地域の市街化前線に所在する村落も激しい市街化作用でその存続がむずかしくなっている。以前はこのようなところでは村落側の問題は軽視されていた。ところが最近ではむしろ都市計画サイドから村落が注目されるようになってきた。すなわち、これからの都市にとって村落のある意味での存続が必要であるという考え方が台頭してきた。⁽²⁾

村落が変化しはじめる原因はとにかくとして、村落が激しくかわりだし、それを放任しておくとか村落機能の著しい低下、あるいは村落自体の存続も困難になるという事態が各地で発生しはじめた。そこで、村落を意図的に改変する必要があると請された。このような村落の改変問題に論理的かつ技術的に応えるのが「村落計画」である。

(ロ) ここにいう村落計画とは、村落構造の合目的改変を目指す

した諸行動にかかわる判断の体系のことである。計画の一般的目的は村落機能の合理的な向上という点にある。このように理解するゆえんは、「村落構造は一定の村落機能を發揮する」という「構造と機能」との関係の存在を想定しているからである。別の表現をすれば村落は一つのシステムであり、村落計画はそのシステムを改変するという課題を扱うことになる⁽³⁾。

前述したように、村落計画が問題化されるのは村落機能の低下・停滞が村落の内外から意識されて、村落機能の合理的向上が問題になるときである。最近になって農業・農村地域が非農業・農村外地域の側からいろいろの意味で再評価されだすと、一層村落外から村落を問題化するようになり、村落計画いわゆる地域開発計画のなかの一つの課題として扱われた。しかし、村落計画の計画主体は村落自体あるいは村落の住民でなければならぬ。ただ、村落の住民は計画的諸判断のために必要な諸情報を十分に入手できない条件におかれている。そこで客観的立場にたつて計画手法と計画情報とを村落に供給する必要がある。

村落を一定の地域と社会の統一体と理解する立場からは、村落計画にも地域計画と社会計画との両面があるということになるが、小論は地域計画の側面に重点をおいて以下の検討をすす

める。

(注一) 村落の近代的变化の機構や論理は重要な研究課題である。とくに村落社会計画には社会変動の論理が準備されなければならない。この問題については、新保満『日本農村における経済発展と社会変動』(新潮社版)が参考になる。また、川本彰「巨帯都市圏と農村」(『農業総合研究』第二巻第四号所載)もこの問題を扱っている。

(2) 最近、新しい都市開発構想として「緑農住区開発」とか「農住都市建設」と呼ばれる開発手法の提唱がある。これらは一種の村落再編成問題ともいえよう。

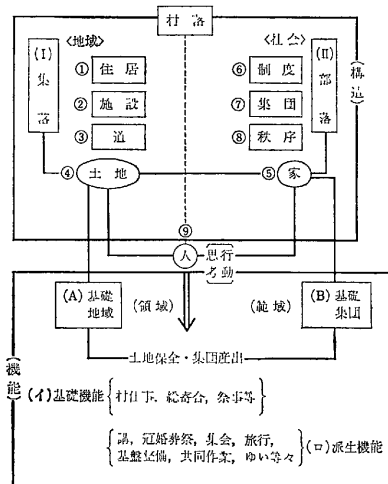
(3) ここで使っているシステムという用語の概念については、拙稿「農業組織化の新展開」(『農業と経済』昭和四六年一二月号)参照。また、小論の村落およびその関連用語の概念は拙稿「農村地域の単位・村落」(『農業総合研究』第二巻第一号)に述べた。

二 村落理解の基本フレーム

(イ) 計画の対象である村落を「構造と機能」の関係としてとらえる場合の考え方を要約すると、以下のようになる(第一図参照)。

(1) 村落は限定された地域であり、かつ一定の社会集団であ

第1図



って、必ず構造をもっている。

(2) 村落構造を構成している諸要因をできるだけ抽象化して整理すると、第一図の①から⑧までの要因になる。これら個々の村落構造要因もそれぞれ固有の機能をもっている。

したがって、何らかの原因で各要因の数量と構成に変化が起これば村落機能も変化すると考えられる。たとえば、保

育所(施設)の新設、里道の改修、農事研究会(集団)の結成、土地改良事業の実施、農家戸数の減少等々が起これば、当然、その村落機能もかわるのであろう。

(3) しかし、一般に村落機能とは、各種の構造要因の個別機能のことではなく、それらが総合化されたものである。そして、この構造要因が具体的に機能を発揮するには村落に居住し、「生活」している住民の働きが必要である。すなわち村落の人々が村落構造の枠組みのなかで思考し、構造各要因に働きかけることによって、村落は機能を発揮する。

(4) 第一図では⑨「人」を村落構造の構成要因からはずしたかたちで示してある。「人」要因はI集落(地域・有形的構造)とII部落(社会・無形的構造)とを結びつける役割をもった機能主体である。この主体的な「ムラびと」の働きかけがあつてはじめて村落の「構造と機能」とが具体的な関係をもつことになる。いいかえれば個々の構造構成要因が村落として構造化される。

(5) 村落計画はこの構造の改変を課題としているから、構造構成各要因についての理解が必要で

ある。第一図の、①住居と②施設とをさらに抽象化して表現すると、村落構造の「点」の要素ということができよう。計画にさいして、これら「点」要素については村落域内の配置と分布密度の適正がとくに重要な課題となる。③道は道路、水路等の「線」の要素である。「線」要素の場合はそれらの機能の村落域内外における完結性が留意されなければならぬ。とくに各村落の広域的関係位置を背景として「線」要素の固有の機能が検討される。④土地とは村落域内の全ての地目をさしている。①住居、②施設、③道のいづれも一定の土地の地表を利用しているが、土地の本来の利用形態は地表利用ではなく、地方を利用する農林業の利用であって、これを「面」要素の利用形態とする。かくして村落のフィジカルな空間は「点・線・面」の三つの要素の配置で構成されている。

(6) I 集落構造に対してノンフィジカルな社会的空間を内容とする部落構造の構成要因を対応させると、⑤家は「点」的要素といえる。「家」は部落と呼ぶ集団の成員であり、その数量と構成および各「家」相互の社会的関係が部落構造の内容となる。とくに「家」関係を規制しているのが⑥制度である。⑧秩序は「線」的要素、⑦集団は「面」的要素といえよう。村落構造の「点」的要素(①・②・⑤・⑥)

は村落機能發揮の拠点的な役割をもった構造要因である。したがって「点」的要素についてはその数量関係と個々の要因の構造(例、住居・施設の構造、「家」の構造)とがとくに重要な計画課題となる。「線」的要素(③・⑧)は⑨「人」の諸行動の軌道である。「線」に沿って行動していれば、それは村落合理的な行動といわれよう。計画論的立場からは「線」的要素を改変すれば、人々の行動の仕方をかえることができるから、とくに「線」の計画は重要になる。なお村落の主な経済的活動は「面」的要素(④・⑦)のうえで行なわれる。「面」は生産・所得行動の場であるから「面」の改変は土地利用の転換で村落経済は本格的に変化する。

(□) 以上が村落構造についてである。この意味の構造が村落機能を規制しているとしたが、村落機能をより具体的に示すと第一図の下のようならう。

(7) 村落機能を総括的にいいあらわすと「村落が村落として存続したいという、本来的な村落の意志を前提として、その存続のために必要な物・人・文化・情報等の再生産諸行動そのものが村落機能である」ということになる。

(8) 村落の二面性に対応させると、村落機能には、(A)基礎地域の機能(土地・水の保全機能)、(B)基礎集団機能(集

団産出機能」とになる。さらに具体的に例示すれば、村落がヨコ社会原理によって協働する村仕事、総寄せ、祭りといった諸行事が基礎的な村落機能である。⁽⁴⁾ それに対して原則として部落社会の範疇より小さい集団（＝派生的機能集団）を土台として行なわれる、講、ゆい、各種の集会、あるいは共同作業、基盤整備事業等は派生的村落機能と呼んでよからう。

(9) 村落の諸機能はそのすべてを定量的にとらえることができない。この点は村落計画の目標設定の場合にしばしば問題になる。しかし、村落の経済的の側面の機能は、生産力、生産性、生産・所得額といった数量指標でとらえることができる。また村落の財政ともいえるいわゆる部落費は、村落の基礎機能関連の数量指標である。

(10) 個々の村落構造の個別的機能は各構造要因の数量を知るることによって、間接的にとらえられる。たとえば、②施設（公共、共用の各種施設）の場合はその規模、利用率等で施設機能がわかる。また、⑤家は戸数、⑥人は人口、④土地は面積をとらえられれば、それぞれの要因の潜在的機能の第一次的な接近ができれば、それぞれの要因の潜在的機能の数量変動と構成変化を知れば、村落機能の変化がある程度推察できる。したがって村落計画の目標の表現法として望

ましい戸数、人口、土地利用別面積等が利用される。

(ハ) 以上が村落の「構造と機能」についての一般的なかたちのフレームである。村落計画はこの構造を改変する手法であるが、具体的に改変のやり方を発見するためには、村落の実態を知らなければならぬ。すなわち、村落の確認が必要であらう。

注(4) 村落における「人と家」の社会過程がどのような原理で結合・分離しているかは、計画論としても重要な問題である。この問題については前出注(3)の拙稿参照。

三 村落の確認

(イ) 村落を地域としてとらえて計画化する場合、村落計画は地域計画の一つということになる。ここで地域計画一般について述べる意図はないが、地域計画の第一歩は地域、すなわち計画対象としての村落域の確認からはじまる。

(1) 村落の位置

ある村落の位置を知るにはつぎの諸点を具体的に明らかにすればよい。

(i) 地図上に対象村落の所在地点を確認する。

(ii) 地理的位置との関連で村落域の自然立地的諸条件を明らかにする。

(III) 位置と結びつく村落の環境的条件、とくに広域視点にたつて環境変化の予測を行なう。

(IV) (II)と(III)とから誘導される当該村落域内の資源状況を検討する。

(V) 他地域との相互交流的地域機能を明らかにする。

以上のなかで(Ⅰ)、(Ⅱ)点は各村落の位置を規制している靜態的条件であり、(Ⅲ)点は動態的、可変的条件として扱われる場合が多い。計画はこの動態的環境の予測のうえに検討されるべきで、さらに上位・広域計画に対して、より良好な環境をつくりだすよう村落計画の側から発言してよい問題である。(Ⅳ)資源については、従来は専ら農林業生産の視点からあるいは生産・所得の立場から検討されてきたが、これからは村落を農村空間の一構成単位と考えて非農林業サイドからの評価という問題も検討すべきであろう。(Ⅴ)の問題は益々重要になってきている。個々の村落域は局地的規模のものであるが、今日の段階では多くの村落が他の地域と交流関係をもたねば村落存続のための諸機能を完結できなくなってきた。したがって広域的な村落の位置を生かすことに関係の深い「線」要素の計画が重視される。また、都市圏域内村落は関係のある都市の都市化作用の現況と将来見通しを検討しなければならない。

(2) 広さの問題

村落域の広さの大小は村落の空間的規模を示す重要な要件であるから、その領域の地積は必ず予測されなければならない。いまのところは村落の規模(地積、戸数、人口等)のもっている一般的な意味は明らかでない。ただ、所在する資源が明らかであれば村落域の広いことは資源量が多いことになり、開発にとってプラスの条件といえる。しかし、地形的条件などのいかんによっては広過ぎてかえってマイナスの条件になることもある。

村落域を確認したうえでつぎの諸点を吟味し、整理をしておく必要がある。

(Ⅰ) 二つの空間の分割

村落域にはその地域住民の日常的な「生活」諸行動と直接かかわり合いをもっている空間(Ⅱ日常的「生活」空間)と、今日では普段はほとんどかわり合いのない空間(Ⅲ非日常的「生活」空間)とがあって、これを大別して地図上に確認する。平場の村落では全域が日常的「生活」空間とみなされるところが多いであろう。いずれにせよ普通の村落計画は日常的「生活」空間を主たる計画対象地域とする。

(Ⅱ) 地区の区分

つぎに、日常的「生活」空間を居住集落区と生産活動区とに区分する。居住集落区では主として村落におけるいわゆる

生活環境整備計画が問題になり、生産活動区では生産・所得計画が計画課題となろう。

以上で村落の位置と広さが確認できる。つぎは村落構造の形態である。

(ロ) 村落構造の実態調査は前掲第一区に示した構造構成要因の各々について、「現況と展望」とを試みることになる。以下、主な調査項目と各項目について吟味すべき問題点を要約しておく。

(一) 村落域を確認したうえで、域内の土地利用形態を調べ、土地利用別の土地統計と地図を作成する。

(II) 村落の土地の所有実態を調査する。⁽⁵⁾

(III) 村落の水の条件（地上水、地下水、用・排水）を調査し、村落域内の「土地と水」の維持・管理すなわち保全の実態（主体、組織、運営、権利関係等）を明らかにする。

とくに、保全主体の明らかでない土地の有無の吟味が重要である。

(IV) 村落に居住する「家と人」（戸数・人口およびその構成）との数量的実態の調査。

(V) 村落の農林業生産構造の実態調査。

(VI) 村落域内の施設、道路等の所在を地図上に記入して、種々の「点と線」の要素の現在の問題点を具体的にかつ場

所的に明らかにする。

(VII) 村落居住者のなかで農家についてはとくに階層構成とその動向を調査する。進行中の農家階層の分化・分解現象と村落機能との関係を明らかにしておく必要がある。

(VIII) 村落の部落構造の調査も必要であるか、地域計画に重点をおくときは、村落の機能主体である⑨人々の意向の実態を調査することの方が、より重要調査課題である。村落構造の実態から誘導される基本構想・基本計画・基本設計等を作成する場合に、住民の主體的な「思考と行動」の傾向をできるだけとり入れる必要がある。

(ハ) 計画対象村落の「位置、広さ、構造」が明らかになれば、その村落がどのような類型の村落かを判断することが計画化にとって一つの必要な検討課題であろう。類型設定の問題はその目的のいかんと関係するが、目的のいかんにかかわらず、村落の本質的属性を基準とした類型化が必要であろう。これを「基本類型」と呼んでよい。ところが前にも触れたように、村落についての知見が不十分なため、基本的属性に関連する諸指標が各村落毎にそれぞれ異なる事実を知っても、そのちがいのものも意味が判らない。個々の農家の規模の差（例、耕作面積、家族労働力人口等）の場合にはある程度の一般的な意味がわかってるので、規模指標による農家区分が有意義といえるが、村落

については規模別類型を設定してみて、も今のところあまり意義がない。むしろ村落が所在する場所的条件のちがいで村落を分けてとらえ、その場所性に応じた計画化を検討する方が有効と思われる。

注(5) 村落領域内の土地実態の調査は重要である。その調査法については、拙稿「土地実態調査試論」(『農業総合研究』第二四巻第四号)参照。また調査事例としては『農村計画策定に関する調査報告書』(埼玉県、昭和四七年三月)を参照。

四 村落の統計的類型

(イ) 個々の村落についての計画では、一般統計情報では足りない側面の実態を調査して、その情報による類型設定が必要である。それに対して多数の村落域を含む農村地域計画の場合には、村落統計資料を利用した統計的類型化が第一次的接近法として必要にならう。

一九七〇年・農業センサスでは、調査結果を村落すなわち農業集落を集計単位として整理した「農業集落カード」を作成した。この「カード」を素材として農業集落の全国統計を編成するわけであるが、そのさいにどうしても農業集落を類型化するわけであるが、そのさいにどうしても農業集落を類型化し、統計表の表側指標をきめなければならぬから、統計的類型化を試みた。⁽⁶⁾ そのときの基本的な考え方と分類手順を要約すると

つぎのとおりである。

調査対象農業集落(約一四万三千)を、

- (1) 基礎類型区分集計
- (2) 併列類型区分集計
- (3) 問題集落別集計

という三つの視点を異にした区分法で分類して集計することにした。

(1) 基礎類型区分

村落の基本的属性を基準とする方法をさけて、各村落の所在する場所のちがいによって大別する(第一次分類)。そのさいに、大半の村落は永い歴史を背負った農村的村落であろうから、まずはじめに、少数の非農村的村落(漁村的村落、戦後開拓村落)を全国の調査村落から抜きだす。残ったのが、農村的村落であって、これを自然立地条件、就業的立地条件、あるいは農業的条件等によって第四次分類まで細分する。この基礎類型(分類)の諸基準と設定手順を第一表に示しておく。

第一次分類Ⅰ～Ⅳ型は、さきにⅣ開拓村落をとりだし、ついでⅢ漁村々落をのぞき、残りを林野率(旧町村単位)基準でⅡ山地村とⅠ平地村とに分けた(第一表⁽¹⁾の優先順位参照)。

第二次分類は水田率を基準にした。その根拠は、日本の多くの村落はそもそも「水田・稲作のムラ」であるという想定、お

第1表 基礎類型 の 基準

(1) 基礎類型：類型呼称

(1) 基礎類型：区分の優先順位

階層 順位	階層 符号	区分指 標 および基準	(1) 基礎類型：類型呼称			
			(第1次)	(第2次)	(第3次)	(第4次) 農業規模
I	平地村	A	水田集落	a	農業的集落	1 大 2 中 3 小
				b	兼業的集落	1 大 2 中 3 小
		B	田畑集落	a	農業的集落	1 大 2 中 3 小
				b	兼業的集落	1 大 2 中 3 小
		C	畑地集落	a	農業的集落	1 大 2 中 3 小
				b	兼業的集落	1 大 2 中 3 小
	D	山村集落	a	農業的集落	1 大 2 中 3 小	
			b	兼業的集落	1 大 2 中 3 小	
	山地村	A	水田集落	a	農業的集落	1 大 2 中 3 小
				b	兼業的集落	1 大 2 中 3 小
		B	田畑集落	a	農業的集落	1 大 2 中 3 小
				b	兼業的集落	1 大 2 中 3 小
C		畑地集落	a	農業的集落	1 大 2 中 3 小	
			b	兼業的集落	1 大 2 中 3 小	
D	山村集落	a	農業的集落	1 大 2 中 3 小		
		b	兼業的集落	1 大 2 中 3 小		
III	漁 村					
IV	開 拓 村					

優先 順位	階層 符号	区分指 標 および基準
1	IV	戦後開拓集落 (コード3)
2	III	漁家率30%以上
3	II	林野率80%以上 (旧市町村単位)
4	I	林野率80%未満 ()
5	D	林家率70%以上
6	C	水田率30%未満
7	B	30~70%
8	A	70%以上
9	b	2兼農家率70%以上
10	a	70%未満
11	3	農産物販売額50万円以上 の農家率 30%未満
12	2	30~70%
13	1	70%以上

よび水田率は各村落の農耕地の立地条件を反映しているという考え方からである。水田率の差異でAとC型を設定したが、実際分類手順は林家率のたかい村落をD山村集落としてさきにとりだし、残りをAとC型に分けた。

第三次分類は第二種兼業農家の構成比を基準にして、a 農業的集落(II兼農家率90%以下の村落)とb 兼業的集落とに分けた。

▲ノット▼ 村落計画の諸問題

第一次〜三次分類は広い意味での一種の立地条件による分類であるが、第四次分類は村落の現在の農業生産活動規模あるいは水準を、農産物販売額五〇万円以上の農家構成比であらわすものと想定し、その構成比の差で大・中・小に区分した。

以上のような基礎類型設定の考え方によって、センサス結果を整理した概数集計によると、I平地村約七六%、II山地村一九%、すなわち農村的村落が約九五%を占めている。また、A水田村落は約三九%、B田畑村落二三%、C畑地村落一〇%、そしてD山村々落（林業村落）が二七%という分布である。さらに、a農業的村落は約七四%を占め、また農業的活動の大きい村落（五〇万円以上の販売農家率七〇%以上）が一三%となっている。

(2) 併列類型区分

村落の今日の問題、たとえば都市化視点（農家率基準）、都市圏的視点（近傍のD I D都市への所要時間基準）、村落人口動態視点、集落領域視点、農業労働力視点（三九歳以下の農業就業者比率基準）、農業生産力視点（一〇アール当たり米収量基準）等々、いくつかの指標を「農業集落カード」記載事項のなかからとりだして分類基準をつくった。

(3) 問題集落別集計

これは類型設定というより特殊村落統計といった方がよいか

も知れない。すなわち最近の主な地域問題からとくに注目される問題村落をまとめた集計である。たとえば、離島村落（「離島振興法」指定）、過疎村落（「過疎法」指定）豪雪村落（「豪雪地域振興法」指定）、あるいは都市計画村落（「都計法」関係地域）等々である。

(口) 前述した基礎類型のうちから代表的な六類型にあたる村落をとり、併列類型指標のいくつかの事例の分類と組み合わせ、該当村落の分布（構成比）の概況を第二表にかかげた。

この表で、今日の村落の主なあるいは支配的な類型の分布概況が推察できよう。農業集落調査の公表結果によると、(一)全国農業集落の平均戸数規模は八一戸、(二)その平均戸数構成は農家率四六%、となっている。これが今日の平均的村落の姿と受けとられる。しかし、これはどうも実感と合致しがたい数値である。全村落の七六%を占めているI平地村でみると、農家率五〇%以下という村落は二五%にすぎず、また戸数規模五〇戸以下が五〇%以上あるところからみても、たんなる平均値は村落の実態をよく反映していない。やはり農家率七〇%以上という村落（構成比六二%）が日本の村落を代表しているよう。「戸数八一戸、農家率四六%」というたんなる平均数値は、村落数にしては少数の市街化前線にある非農家世帯の非常に多い村落を含む形式的な平均の結果であらう。

第2表 類型別村落構成比(1)

(単位 %)

階層	基礎類型	I						II		A		a		b		l		
		平地村		山地村		水田村		農業的村落		兼業的村落		商品生産村落						
類型	概数(百戸)	1,087	267	525	1,006	348	173											
1) 村落概数																		
	%	76	19	39	74	26	13											
2) 水田率	~30%	13.5	17.1	—	14.4	13.4	22.7											
	30~50	14.2	12.9	—	15.2	10.7	8.7											
	50~70	18.8	21.8	—	19.6	18.8	10.5											
	70~	53.5	48.2	—	50.8	57.1	57.1											
3) 農家率	~20%	9.0	3.1	9.6	4.2	11.2	1.6											
	20~50	14.5	10.2	17.5	9.7	24.8	4.2											
	50~70	14.9	15.4	18.6	13.7	18.8	8.1											
	70~90	32.0	38.8	32.8	35.4	24.2	32.2											
	90~	29.7	36.5	21.5	30.9	14.1	53.9											
4) 人口動態(旧町村)	増加	増加	1.3	0.4	1.6	0.9	1.6	1.0										
		~△25%	24.3	5.6	28.6	20.2	21.8	18.2										
		△25~50	9.3	3.6	9.3	6.1	14.1	5.8										
		△50~	1.5	0.8	1.2	0.7	3.2	1.0										
	減	増加	1.5	1.0	1.6	1.4	1.5	1.8										
		~△25%	34.1	23.0	35.4	35.5	21.6	39.7										
		△25~50	13.5	15.3	11.1	13.1	14.5	12.0										
		△50~	1.7	2.4	1.0	1.3	3.3	2.3										
	20~40%	減	0.3	0.8	0.2	0.4	0.4	0.4										
		~△25%	4.9	15.9	4.0	7.6	5.7	6.2										
		△25~50	6.2	24.3	4.5	10.1	8.7	7.9										
		△50~	0.9	4.2	0.5	1.3	2.2	0.6										
減	40%~	0.6	2.8	1.1	0.8	1.3	1.8											
5) DID都市圏	~30分	36.3	10.4	40.8	30.4	33.6	31.8											
	30~60	17.8	26.9	37.9	35.8	35.0	39.2											
	60~120	18.2	32.2	16.0	21.2	20.3	17.9											
	120~	1.7	10.3	1.2	3.2	4.0	2.3											
	圏外	6.0	20.2	4.0	9.4	7.0	8.8											

ノット
村落計画の諸問題

第2表 つづき

(単位・%)

ノット 村落計画の諸問題

階層 類型	基礎類型	I	II	A	a	b	1
		平地村	山地村	水田村	農業的村落	兼業的村落	商品村落
6) II兼農家率	~30%	29.2	20.4	22.5	37.0	—	89.3
	30~50	25.8	18.7	23.5	32.9	—	9.3
	50~70	22.4	22.4	23.7	30.1	—	1.1
	70~	22.6	38.5	30.3	—	—	0.3
7) 集落領域	明瞭	78.3	85.1	80.3	79.0	81.9	80.0
	不明	21.7	14.9	19.7	21.0	18.1	20.0
	(共同作業)	(51.0)	(62.1)	(46.9)	(55.3)	(47.0)	(53.8)
8) 戸数規模	~9戸	1.6	4.2	0.9	2.2	1.8	4.8
	10~24	17.8	32.6	15.0	22.7	15.1	36.1
	25~49	32.8	37.0	32.0	36.0	26.9	35.8
	50~100	35.1	18.5	28.3	24.0	25.6	17.1
	100~150	9.0	4.2	10.1	7.1	10.8	3.3
	150~	12.6	3.5	13.8	7.7	19.9	2.9
9) 出稼ぎ村落		30.6	50.3	26.0	38.3	23.5	37.1
10) 若い労働力 所在農家率	~20%	11.9	22.5	11.6	9.5	26.8	2.0
	20~40	68.0	63.3	66.5	68.2	64.0	44.9
	40~	20.1	14.2	22.9	22.3	9.2	53.1
11) 10アール当 たり米収量	~300kg	2.5	8.8	0.7	3.2	5.2	1.7
	300~400	30.4	42.0	22.4	30.5	38.9	18.7
	400~500	48.2	37.7	56.3	47.6	42.1	45.6
	500~	13.6	4.5	19.7	13.9	5.8	22.6
12) 水稲作のない村落		5.3	7.1	0.9	4.8	7.9	11.4

一五六

水田率七〇%以上の村落が半ばをこえている。やはり日本の村落は「稲作のムラ」と考えてよからう。人口動態指標は旧市町村単位の地域人口増減率によって四地域を大別し、それぞれの地域に属している村落について再び人口増減率（一九六〇〜一九七〇年）のちがいで村落を分けた。その結果、I平地村でも人口増加地域にある村落は三六%にすぎない。大半の村落は農村化地域（II地域人口減少地域）にある。また人口増加村落はわずかに三%である。逆に一〇年間に村落人口が二五%も減少した人口激減村落が三三%もある。こうした村落ではおそらく

過疎問題が発生していよう。

平地村々落の大半は都市（D I D地区設定市町村）とかかわり合いをもっている村落である。都市圏域内という環境下では農家の兼業化が比較的容易である。また第二種兼業農家率の高率な村落が多い。農家兼業の中で多いパターンはいわゆる雇われ兼業であつて、農家所在労働力が脱農業者化の方向にあるといえよう。また、第二種兼業農家率が五〇%以上という村落は純農村々落とはいえず、かなり都鄙化した村落である。都鄙化村落四〇%以上という事実は注目される。⁽⁹⁾

村落構造が「人」要因の流動化でかなり大きくかわりつつあるが、「土地」についてはどうか。センサス調査では土地利用の転換の実態を類型化指標に利用できるような調査は行なわれていない。それよりも村落と「土地」との問題で重要なことは各村落の地理的領域の確認である。もし、村落に固有の領域が存在しないとすれば、村落を一つの「地域」とみる想定は成立しなくなる。農業集落調査の公表結果によると、農業集落全体として領域がはっきりしている村落は七九・三%（北海道をのぞく）、すなわち若干の例外があるが約八割が領域の明瞭な村落であることが判つた。平地村々落については七八%、山地村々落は八五%であつてかえつて山地村々落の方が高率であつた。⁽¹⁰⁾

第二表で各基礎類型と各種併列類型とを組み合わせたかたち

《ノート》 村落計画の諸問題

の村落分布概況をみると、日本の今日の段階の村落はほぼ常識的に理解できる類型分布をしているといえる。また、伝統的なあるいは原型的な農村・農家村落がかなり激しい構造変化をしているともいえそうである。村落構造の多様性を示すと思われる併列類型指標（2）（2）項目）の階層別に村落を分類して、その全国分布の概数（構成比）を第二表に示した。この表から不十分ながらも日本の村落のイメージがうかがえよう。村落計画はこのような村落を対象として計画化を検討することになる。計画論の立場から今日の村落の素描をすればつぎようになる。

- (一) 村落の大半は「水田・稲作のムラ」である。
- (ii) 約八割は林野率八〇%以下の農・山村地域にある。
- (iii) 村落の七割は農家率五〇%以上の農家中心の村落である。しかし、少数であるが農家率二〇%以下の都鄙化あるいは市街地化村落がある。
- (iv) 村落の七割は地域人口が減少している農村化地域にある。住民人口の増加している村落はわずか三%強にすぎない。他方で過疎化村落が四〇%近くある。
- (v) 農業労働力の高齢化が問題になっているが、若い農業労働力（三九歳以下）の構成比が非常に低い。四〇%以上という村落が二割以下しかない。大半の村落は若い農業者が一〇人中二、三人という状況である。

第3表 分類指標別村落分布構成比

(単位: %)

指標	区分	構成比	指標	区分	構成比	指標	区分	構成比		
2) 水田率	~30%	16.2	5) 都市圏へ	~30分	30.6	10) 若い農業労働力(三九歳以下)	~10%	3.1		
	30~50	14.0		30~60	35.2		10~20	11.1		
	50~70	19.0		60~120	21.1		20~30	30.9		
	70~	50.7		120~	3.6		30~40	35.4		
3) 農家率	~10%	3.4	II 農家兼率	~30%	27.7	11) 10米 ² 取 ¹ ル ¹ 当 ¹ たり	~300kg	4.0		
	10~20	4.4		30~50	23.7		300~350	10.3		
	20~30	4.3	50~70	21.9	350~400		22.5			
	30~50	9.4	70~	26.6	400~450		22.2			
	50~70	15.0	7) 明領不領集領落域(共同作業)	明領	79.8		450~500	22.7		
70~90	32.3	不領		20.2	500~600	9.6				
90~	31.2	8) 戸数規模	~9戸	2.5	600~	1.9				
4) 人口動態	増加 ~ Δ 25% Δ 25~50 Δ 50~		1.2 20.0 8.0 1.5	30.7	10~24	21.0	12) 50上 ¹ 万 ¹ 農 ¹ 円 ¹ 家 ¹ 以 ¹ 率	水稲作なし	6.9	
								25~49	33.2	~30%
		50~99						24.4	30~50	19.0
	100~149	8.0	50~70	17.0						
減 ~20%	増加 ~ Δ 25% Δ 25~50 Δ 50~	1.6 31.5 14.1 2.2	49.4	150~	10.8	70~	13.1			
20~50%	増加 ~ Δ 25% Δ 25~50 Δ 50~	0.4 7.0 9.7 1.7		18.8	9) 出農稼ぎ率	~30%	26.3	13) 散在集居密居落態	散在	18.2
						30~50	4.5		散居	20.8
			50~70			2.5	集居		52.7	
50%以上	増加 減少	0.0 1.0	1.0	70~	2.1	密居	8.2			
合計		35.4								

△ノット△ 村落計画の諸問題

(vi) DID都市までの所要時間一時間以内という都市通勤圏内に六五%の村落がある。それに対応して、II兼農家率五〇%以上という農家階層構成の村落が五〇%もある。他方、若干の重複集計があるが出稼ぎ者のいる村落が三五%ある。これらの数値は、村落の半ば近くがかなり都市化していることを物語っている。村落構造にあまり大きい変化がみられないのであれば村

落計画は必要ないが、センサスの結果はむしろ村落計画的対応を必要とする村落がすでにかなりあることを物語っている。

(VI) 村落計画は、作目構成の変化、いかえると水稻を地域基幹作目としていたところが、水稻以外の作目に基幹作目を転換していく場合、および農業生産の規模が本格的に拡大していく場合に必要になる。センサスでは各村落の作目構成の変化については類型指標化できるような調査が行なわれていないから明らかでないが、依然として「稲作のムラ」が支配的とみられるので、作目構成や生産規模の問題からの村落計画の必要性はまだあまり出てきていないと思われる。村落計画の必要は「人と土地」という村落構造の基本要因の変化の側から要請されている。

注(6) 農林省統計調査部農林統計課の資料で『農業集落類型設定について』(四・六・九)、『農業集落カードの作成要領』、『農業集落調査地区別会議資料』等参照。

(7) 『一九七〇年・世界農業センサス結果概要(Ⅰ)』の「農業集落調査」の項参照。

(8) 地域人口の増減動向による地域分画の問題については拙稿「地域人口の動態」(『農業総合研究』第二二巻第二号)参照。

(9) 都市地域と農村地域との中間的位置にあり、都市社

会と農村社会とが混在しているようなところを都鄙と呼んでいる。すなわち純都市でもなく、純農村でもないような「地域社会」の分布しているところである。

この都鄙化には、(Ⅰ)主として転入・非農家世帯の増加で都鄙化する第一パターンと、(Ⅱ)農家・農業者の脱農化、あるいは農家所在労働力の農外就業の進展で都鄙化する第二パターンがある。Ⅱ兼農家、出稼ぎ農家の増加現象は都鄙化第二パターンである。

(10) 『一九七〇年・世界農業センサス結果概要(Ⅳ)』参照。なお、都道府県別の集計結果によると、各地で「領域明瞭」村落率はかなり上がっている。農業集落調査にさいして、調査単位である農業集落の認定作業を行なったが、そのときの技術的な手違いで認定を誤った例もある。そうなると村落の領域は確認できない。県別集計で、「領域明瞭」村落率が全国最低のところは鹿児島県(三七%)であった。鹿児島県では、藩制時代の特殊な地方行政の結果、村落発生のときから境界を設定しない地域がかなり多いことが、その後の調査で明らかになった。

五 村落開発のパターン

(イ) 個々の村落は微地域と呼んでよい小さい地域で、その住民人口も少ないから、その一つ一つを対象とした地域計画は

方法的に無理な場合が少なくない。けれども前節でみてきたように、今日の村落は多様な構造変化をしてきていて隣接している村落間でもかなりちがった性格や条件の村落が存在しているから、多数の村落域を含む地域計画（例、市町村地域計画）の場合でも計画地域内の各村落の個性差を無視できないであろう。したがって、村落計画は、広域を構成している一つの単位地域Ⅱ村落域として村落を扱う場合と、個々の村落の個性ないしは自主性に基づいて計画化する場合という二面性をもつものとして理解したい。前者の場合は広域地域内の村落を統計的にとらえて、各村落の地域共通性の発見に焦点をおいた観察から計画地域の基本計画を検討していく。しかし、村落は本来個性的なものであるから、没個性的視点からの基本計画がそのままフィットしない場合がおこるのがむしろ当然である。そこで、個々の村落の側に向けた計画が独自に検討されることが必要になってくる。これを個別村落計画と呼ぶならば、これからの農村地域計画ではこの個別村落計画の検討を軽視してはならない。

(口) すでに触れたように、村落計画が必要になるのは、いろいろな原因で村落の存続が問題になる場合であると考えられる。しかし、「村落の存続」とはどういうことか。いいかえると、どのような条件がととのえば村落は消滅したのではなく、あるいは非村落に転化せずに、村落として存続しているといえるの

であろうか。これは重要かつ基本的な問題であるが、残念ながら現在のところ応えることができない。一般化していえば、村落の住民が主体的に「村落がある」と判断しているかぎり村落は存続しているといわざるをえない。しかし住民は何をとらえて村落の存在を認めるのであろうか。

村落の外側に立ってみれば、村落域に居住者あるいは「生活者」がいなくなれば村落はなくなったと思える。村落構造の⑤家、⑥人という基本的要因が存在しないからである。たしかに、村落域内には社会集団が存在しないから、村落の部落の側面がそこではなくなった。けれども、村落の集落の側面、すなわち基本的要因である土地は依然としてそこに存在している。この集落の土地の在り方いかんでは村落の人々は「まだそこにムラがある」と主張するかも知れないのである。事実、過疎地域で部落をあげて離村してしまったような場合、あるいは市街化地域でほとんど農村的景観がみられないほど市街化してしまつたところでも、なお村落の存続が主張される場合がある。この問題は日本の村落の本質をどう理解するかということにかかわる。小論の基本フレーム（前掲第一図）のような理解にたつと、「④土地と⑤家」との基本的関係に、⑥人がかかわり合いをもつたときの関係の仕方が村落的であるかぎり「村落は存続している」といわざるをえない。このようにいっても「村落的かか

わり合い」ということが解明されなければ十分な理解とはいえない。関連する問題は多いが、筆者のいまの段階では、

(一) 土地所有者である農家が土地を処分する場合に、同族
団や部落長に口をかけるといった事実の存在、

(二) 集落の土地（水を含む）に何か問題を生じた場合、とくに土地保全に関係のある問題のとき、部落が口をだす事実の存在、

この二つの事実が認められる村落は変質していないと考えている。(一)のような事実はなく、各家の所有地が「家」独自の判断で勝手に処分されるようになると村落は変質しはじめたと判断される。そして、(二)すなわち村落の基本的地域機能(II)土地保全機能)を失った場合は村落は消滅したと判断してよいという考えである。

計画論の問題としては、既存の村落かより合理的な構造で存続していくというのはどういうことか、あるいはどういう条件を満足すれば村落が改善されたといえるのか、である。小論では村落機能の向上という表現で村落計画一般の目的を規定した村落機能といういい方をすれば、(一)基本的な二つの基礎機能を土台として、(二)村落域の生産・所得機能が計画的に向上し、(三)村落の人々の「生活」行動が満たされるような構造すなわち村落の「生活」機能が満たされる、という三点ではないか。

▲ノード▼ 村落計画の諸問題

もちろん、場合によって村落を積極的に非村落に転換することを課題とする計画もある。ここでは、「村落の存続」を課題とする計画が村落計画であるという理解である。

(八) 村落の存続のために村落を開発していかうという場合、そこにはいくつかの開発類型ないし開発方式がある。

(1) 「零細な生産規模の稲作のムラ」という現実から出発するならば、(一)稲作の大規模生産様式の導入、(二)稲以外の地域基幹作目への転換、を計る場合には村落計画が必要になる。すなわち農業開発型の計画である。

(2) 村落の農業構造にはさした変化のないまま、立地・環境条件が非村落的原因によって変化して、それが村落構造をかえていって、住民の生活の側から環境整備が要請されるようになると村落計画を必要としよう。これは集落再整備型の計画である。

(3) 前二者は村落域内から計画化を要する事態が生まれ、計画も村落域内の開発課題を重点的に扱うことになるが、最近村落の外から開発課題が提起されることが多い。その一つが、村落域の土地利用を大規模に転換しようという上位・広域計画が村落計画を扱う場合である。たとえば、鹿島臨海工業地帯の開発、成田空港の建設、各種ニュータウン建設計画等である。これは村落の消滅を伴う計画という

ことになる。

(4) 農村空間が緑地・余暇空間資源として再評価されるようになってきたから、村落空間の開発が新しい視点から問題視された。これは村落の空間開発型とも呼んでよからう。

(5) 従来の都市計画は農村地域の居住集落区をさけてきた。都市的土地利用へ転用する土地資源を専ら村落の生産活動区(耕地、山林)に求めてきた。しかし、村落の農家居住集落区にはかなりの開発(住宅開発)余地がある場合が多い。そこで住宅開発の必要があるような地域の村落では居住集落区を中心とした再開発計画が検討されてよい。

(6) 最後に、集落再編成と通称されている「村落の移転」を伴う村落計画型がある。これは移転対象の村落域を基準とすれば一種の広域的村落計画といつてよい。移転することによって村落を存続させようという発想であり、その合理性の背景には最近の広域生活圏域の形成と呼ばれる新しい地域開発構想がある。

以上六つの代表的な村落開発のパターンを例示した。(1)と(2)は村落再開発型であり、(3)と(4)は村落空間開発型、そして(5)は都市開発型、(6)は移転型といえる。このうちの(1)、(2)、(5)、(6)は計画の共通の目的として「村落の存続」を指摘しているが、

(3)は明らかに消滅を目指した計画である。

(二) 村落開発パターンがちがえば計画手法にもちがいがあろう。しかし、村落計画とくにその地域計画サイドの手法は地域計画一般の方法の応用で、ある程度は処理できる。ところが村落計画は先住者がそこで「生活」しているままで再開発を計画していかねばならないから、計画対象として「人」＝住民を扱わねばならない。この点が地域計画一般といささか異なるところである。村落の住民の「生活」がどのような原理で行なわれているか、将来どうなるのが合理的か、といった問題を解く「生活」理論が必要である。これを欠くと村落計画がたんなる施設工学的計画手法で処理されてしまうことになる。

(1) 行動空間の構想想定

伝統の村落の人々の「思考と行動」および人間関係を規制している物理的・社会的空間構造がどういうものかを明らかにしなければならぬ。二節の基本フレームはそのためのアプローチの前提であるが、第一図の中の⑥制度、⑧秩序と表現した部落社会構造型の内容が問題である。小論はこの問題を扱うことができないが、空間構造問題に限定して考えた場合、これまでの村落はいわゆる「居間型」空間を「生活」の基本にしていたと思われる。村落域の内側は一戸の屋敷内のようにけがられていた。居間に家族全員が集まるあるいは集まることが

「家」の存在と存続の実態であるといった理解である。しかし、村落の外の社会・経済はいわゆる近代化の方向に変わりつつある。近代化即是とする見解をとる者ではないが、近代化方向とは「個室型」空間を基本においた構造への転換ではないかと考えられる。村落の人々の最近の行動パターンには「個室型」空間への指向がいろいろな点を通してみられよう。問題は「個室型」空間における人々の行動が、前述してきた村落の基礎機能の維持といかなる関係にあるか、である。

(2) 職住分離と混在

この問題も難問である。伝統の村落は職住混在型の構造であったし、村落の境界のもっていた意味もこの混在型と関係があったと考えられる。ところが農業生産活動の合理性、機能性を追求していくと村落においても職住分離型構造の方が妥当ではないかとも考えられる。少なくとも一般的な近代化の方向は分離型指向である。農業の場合にはどのような農業をやるかによって混在にしろ分離にしろその型は一概に決めがたいというけとるべきであろう。

(3) 村落の境界の評価

在来の村落が「零細な稲作のムラ」という構造をもっているものとすれば、農業生産様式が変われば村落も変えていかねばならないと考えた。ところが、最近の農業生産様式の変化の

主方向は「脱村落」的指向である。土地資源を広く要しないいわゆる施設農業の進展はどうも農業生産活動の脱村落化を促している。脱村落化は村落の存在を否定するのではなく、村落の存在を認めるが故に脱村落化するのだと解釈される。そこで、問題は土地資源を広く必要とするような大規模農業生産様式が導入される場合に、村落はどのような役割をもつのであろうかとくに、村落相互の間の地理的境界は新しい生産様式の展開にとっていかなる意味をもつのであろうか。これは今後に残された重要な課題である。

注(11) 農村における農家Ⅱ「家」の存続問題も同様に複雑である。山村あたりではいわゆる里山に手をつけたした「家」は近々「かまどをかえす」といわれている。すなわち、里山は農村の「家」の家産として特殊な意味のある「土地」なのであろう。それ故に「家」の存続を判定する一つの有力な指標とみられる。同じような指標を村落の存続、変質の判断基準として求める必要がある。

(12) この問題については、『川里村の総合計画』(埼玉県刊、昭和四七年三月)を参照。